

特定非営利活動法人日本小児循環器学会学術委員会規則

(委員会の設置)

第1条 定款施行細則第11条に基づき、特定非営利活動法人日本小児循環器学会(以下「本会」と呼ぶ)の運営のため、本会学術委員会(以下「学術委員会」と呼ぶ)を置く。

(目的)

第2条 学術委員会は本会の診療・研究・教育活動に関する重要事項を審議し、その実現を図るとともに、国内外の組織との交流を推進し、世界の小児循環器病学の進歩に貢献することを目的とする。

(構成と定員)

第3条 学術委員会の構成は、担当理事を委員長とし、理事会で承認された委員からなる。

2. 学術委員会の定員は15名程度とし、そのうち複数名からなる副委員長を置く。
3. 学術委員会は小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。
4. 学術委員会は第8条の業務のため以下の委員会を設置し、担当委員を置く。また、必要に応じて部門を増設し、担当委員を置くことができる。
 - 1) 顕彰委員会
 - 2) 教育委員会
 - 3) 多領域専門職委員会
 - 4) プログラム委員会
 - 5) 国際交流委員会
5. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者に協力員として出席を要請し、意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長、副委員長の任期は2年とし、連続2期を限度とする。
3. 学術委員会に所属する各委員会は学術委員会がその任務を終えたと判断した場合は廃止する。

(選任方法)

第5条 委員は評議員のうちから理事会において選任する。

2. 委員長は理事会において選任した担当理事があたる。
3. 副委員長は委員の互選によって定める。

4. 学術委員会に所属する各委員会の委員は学術委員会で指名し、理事会に報告する。

(解任)

第6条 委員の解任は理事会において3分の2以上の議決により行うことができる。

(補充)

第7条 委員がその職を全うできないときは、理事長は理事会の議を経て、補充することができる。

2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第8条 学術委員会の業務は会員・非会員の顕彰、会員・非会員に対する教育の推進、研究委員会の支援、ガイドラインの整備、学術集会の支援、多領域専門職との交流、海外学会との交流事業・共同研究等の推進、その他、日本小児循環器学会の診療・研究・教育活動の推進に必要な基本的事項である。

(運営)

第9条 学術委員会は学術委員長が招集し、委員長が議長を務める。委員長が職務を行えないときは、副委員長が代行する。

2. 学術委員会の成立定足数は定員の2分の1以上とする。出席できない場合は、委任状を提出することができる。
3. 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 学術委員会を開催することが困難であると委員長が判断した場合は、委員の2分の1以上の同意を得た場合に限り、電子メール、ファクシミリ、その他の電磁的記録をもって表決することができる。
5. 会議の議事については、議事録を作成する。
6. 学術委員会に所属する各委員会は必要に応じて部門ごとに開催し、議事録を作成し学術委員会に提出する。

(事務局)

第10条 学術委員会の事務局は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会事務局に置く。

(改正)

第11条 本規則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

(雑則)

第12条 この規約に定めるものの他、学術委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日) この規約は、平成27年9月27日から施行する。